

川崎町教育大綱



川崎町のシンボルである、この町章は、三本の部分は「川」の時を図案化したものです。尖部はさき（川崎の「さき」）、周りは町民の手をあらわしています。「川崎町を町民の手ではぐくみながら、限りなく前進していく姿」をあらわしており、昭和63年3月10日に、町制施行50周年記念として制定されました。

令和5年3月策定
川崎町

○ 策定にあたって

川崎町では、令和2年3月、子どもからお年寄りまで、住民誰もが安心して幸せに暮らせる町めざすとともに、新しいまちづくりをすすめていくため、「ReBorn!川崎町人を育み、町を創る。10年先も住み続けたい町へ」を将来像とし、この10年先も住み続けたい町の実現に向けて「第6次川崎町総合計画」を策定しました。



まちづくりの基本目標を「人を育む」「暮らしを育む」「つながりを育む」の3本柱とし、それらを支える行財政運営と連携させながらまちづくりを推進していくとするものです。

この総合計画は、令和2年度（2020年度）から令和11年度（2029年度）までの10年間の基本構想のもと、前期基本計画の5年間（令和6年度）で検証・評価・見直しをおこない、後期基本計画の5年間へつなげ、令和11年度に次期総合計画の策定のため、最終評価をおこなっていく予定です。

このたび、この「第6次川崎町総合計画」を受け、個別計画である「川崎町教育大綱」を大幅な見直しをおこない、今回新たに策定いたしました。

今回の見直しは、「第6次川崎町総合計画」及び「第2次川崎町総合戦略」（令和2年度～令和6年度）と整合をとるため、実施期間を見直しています。また、教育の基本目標及び基本方針の項目も「第6次川崎町総合計画」との整合をさせています。

この教育大綱を踏まえ、町民の皆様が、お互いを尊重し、**支え**あう環境の中で、いつまでも多様な**学び**を得ながら成長し、子どもから高齢者まで**健やか**に充実した生活を送ることができる川崎町を目指してまいります。

令和5年3月

川崎町長 原口 正弘

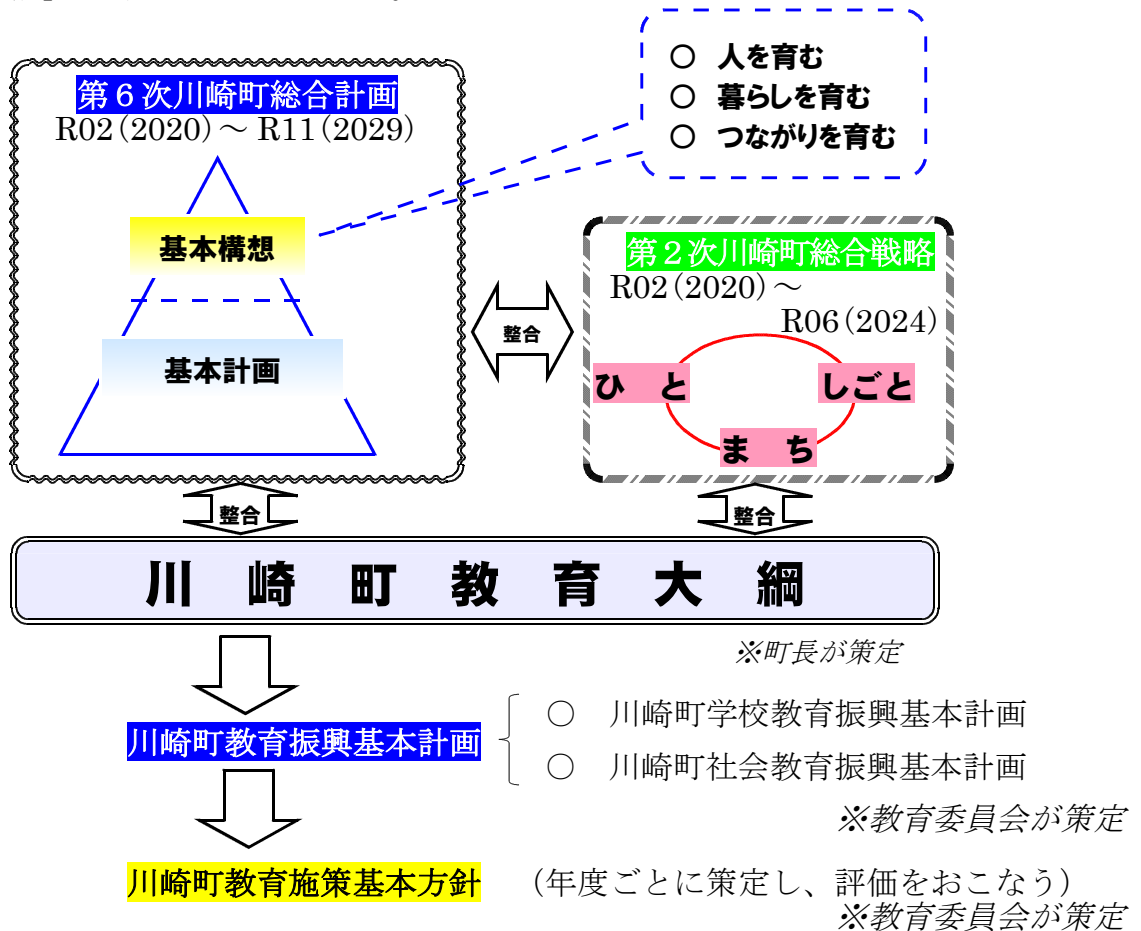
1 川崎町教育大綱の位置づけ

(1)川崎町教育大綱の理念

この大綱は、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」（令和2年3月31日法律第11号）の第1条の3に基づき、町長が川崎町の実情に応じた、本町の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策について定めるものです。大綱の策定には、町長と教育委員会で構成する「川崎町総合教育会議」において熟議し、策定しております。

川崎町は今、過疎化に伴う人口減少や少子高齢化への対応はもとより、社会の情報化・多様化等に伴い、数々の課題にも直面しています。

この課題の解決を常に意識し、川崎町民憲章に掲げられている「川崎町を愛と、ふれあいのある明るく住みよい町にする」の実現のため、またより良い教育施策推進のため、ここに川崎町の教育施策の基本目標と基本方針を定めた「川崎町教育大綱」を策定いたしました。



(2)川崎町教育大綱の実施期間

この川崎町教育大綱は、「第6次川崎町総合計画」に合わせるため、令和5年度から令和6年度までの2年間とします。その後については、下図のとおりとします。

なお、今後の社会情勢の変化等により見直しが必要となった場合は、川崎町総合教育会議において熟議を行い、その都度見直していくものとします。

年度	R02 2020	R03 2021	R04 2022	R05 2023	R06 2024	R07 2025	R08 2026	R09 2027	R10 2028	R11 2029
総合計画					基本構想					
	← 前期基本計画					→ 後期基本計画				
総合戦略	第2次					次期				
教育大綱	← 現行			→ 次期		→				

※参考 大綱の期間は H27～H30 → H31～R04 → R05～R06 → R07～R11 → …

川崎町民憲章

わたしたちは、川崎町を愛とふれあいのある明るく住みよい町にすることを誓ってこの憲章を定めます。

- － 自然を愛し、花と緑の美しい町をつくります。
- － お互いを大切にし、あいさつをかわす心豊かな町をつくります。
- － 健康で働く喜びをもち、活力ある町をつくります。
- － 教養を高め、スポーツに親しみ、決まりを守る明るい町をつくります。
- － 老人や子どもたちをいたわり、夢と誇りのもてる住みよい町をつくります。

2 川崎町教育の基本目標

(1) 学ぶ

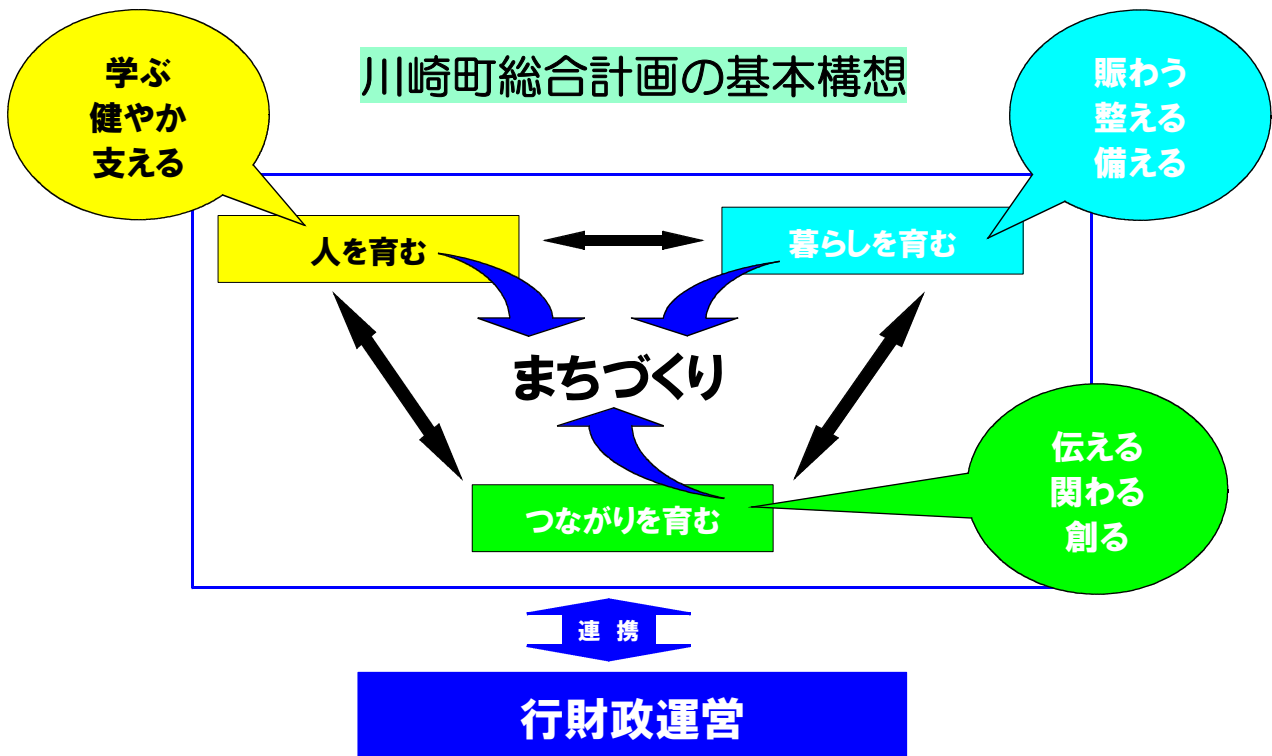
幅広い知識と教養を身につけ、創造性を培い、自主・自立の精神を養い、伝統と文化を尊重し、それを育んできた郷土を愛するとともに、文化活動やスポーツ活動にも積極的に親しむ、心身ともに健全な町民を育成する。

(2) 健やか

愛に満ちた家庭環境の中で子育てを行い、その子のもつ能力を最大限伸ばし、豊かな情操と道徳心を持ち、個人の価値を尊重するとともに、自他の人権を尊重する町民を育成する。

(3) 支える

生命を尊び、自然を大切にし、環境保全に寄与するとともに、勤労を重んじ、主体的にボランティア活動に関与し、共生社会の形成に参画する、国際感覚豊かな敬愛と協力の精神に満ちた町民を育成する。



3 川崎町教育施策の基本方針

川崎町の教育の基本目標を達成し、町政の振興や町民のニーズに応えるため、学校、家庭、地域社会の各分野が連携・協働して次の基本方針のもとで教育施策を推進する。

なお、この「川崎町教育大綱」で示す基本目標、基本方針を基に、より具体的な施策を示すために、別途「川崎町教育振興基本計画」を策定する。

(1) 学 ぶ

- 組織的・体系的・継続的な学校教育を推進し、創造性を培い、自主・自立の精神を養う。
- 社会教育施設の充実及びその積極的利活用をとおして、町民の文化活動やスポーツ活動等を推奨し、生涯学習の推進を図る。

《取組分野》

- ① 学力向上
- ② 教育内容の充実
- ③ 教育環境の整備・管理・充実
- ④ 社会教育・社会体育（スポーツ）の充実
- ⑤ 生涯学習の推進（公民館・図書館等での活動を含む）
- ⑥ 文化財の活用等歴史文化の継承

(2) 健やか

- 子どもの健やかな成長に資する良好な家庭環境、及び、学校・家庭・地域社会が連携した地域環境の充実を図る。
- 様々な差別をなくし、相手を思いやる心と実践力を持った町民の育成のため、人権教育・人権啓発の充実を図る。（主管課は「人権推進課」）

《取組分野》

- ⑦ 家庭教育の充実
- ⑧ 人権教育の充実（人権啓発の推進を含む）

(3) 支える

- 与えられた健康づくりから自ら進んで行う健康づくりへの推進など、自他の健康・安全教育の充実を図る。
- 乳幼児・高齢者・障がい者等を含めた、福祉教育の充実を図る。

《取組分野》

- ⑨ 健康・安全教育の推進
- ⑩ 福祉教育の充実（高齢者や障がい者福祉を含む）